

中世都市の景観復原と地籍図

山村 亜希

一 今日の中世都市研究と地籍図

日本中世都市については、1980年代以降、文献史学・考古学・建築史学・城郭史学・歴史地理学といった多くの学問領域が共同して研究に参画し、学際的な研究分野となっている。この学際研究では、都市の景観に大きな関心が寄せられ、全国各地の中世都市を事例として、景観の復原がなされてきた。近世城下町には同時代に作成された絵図が存在するのに対し、同時代の絵図が伝存しない中世都市においては、景観復原のために、同時代史料はもちろん、近世地誌・絵図、地名、伝承といった多くの二次資料を総合的に用いる必要がある。このときの資料の一つとして、多用されているのが地籍図である。

地籍図とは、明治前半期における地租改正事業に伴って全国規模で土地登記台帳の付図として作成された、大縮尺の地図である。厳密に言えば、壬申地券交付調査における地引絵図、地租改正作業における地引絵図、地押調査における更正地図、地籍編製における地籍絵図と、地籍図は全国的規模で4回作成された¹。現在、私たちが使用している地籍図は、4回の事業のうちのいずれかの段階で作成されたものであり、府県によってどの段階のものが正式に採用されたのかが異なる。事業の段階と府県によって、地籍図の表記内容は異なるものの、どの地図にも、筆界・地番界・字界、地番、地目（土地利用）、地名（字名など）といった情報は記載されている。これらの情報をを利用して、明治前半代における地割²形態、土地利用、道路形態、河川・溝の流路といった景観を復原することができる。

歴史地理学においては、伝統的に景観復原に地籍図をよく用いていたために、中世都市研究において、地籍図を用いた復原はしばしば「歴史地理的方法」と呼ばれている。学際研究の初期段階には、文書史料や考古史料を補

う資料として地籍図が有効であることが強く主張された³。この提言は、学際研究の隆盛の中で積極的に受け入れられ、現在では、歴史地理学以外の学問分野において、盛んに地籍図が用いられている。

近年、前川要によって、中世史学における、これまでの学際研究を超えた「学融合」研究の重要性が提唱されている⁴。学融合とは、複数の学問分野が一つの資料を総合的に解釈することであり、その解釈を多角的に検証することとされる。これを中世都市研究に即して言えば、一つの都市を、複数の分野が独自の視点を持ち寄って解釈し、それを総合化し、さらに相互検証することを通じて、新しい歴史像を描くことが期待されているとみるとみることができる。仁木宏も、中世都市研究において学際的な成果を上げるためにには、他の分野の研究・方法についての相互検証が必要であることを強く主張しており⁵、いくつかの研究集会では、学問間の相互検証が積み重ねられている。2004年に開催された「守護所シンポジウム@岐阜」においても、複数の学問分野の研究者が、守護城下町と戦国期城下町に関連する多様な資料を多角的に解釈し、それらを総合して、新しい守護所・戦国期城下町像を紡ぎ上げていった⁶。このように近年の研究では、複数の学問分野で一つの資料を利用し解釈するような状況が一般化してきた。地籍図はその代表とも言える資料であり、これからも地籍図の「共同活用」事例はさらに増えていくことが予想される。中世都市研究では、地籍図はもはや「歴史地理学固有の」資料ではない。

さて、地籍図が中世都市の景観復原に積極的に活用されてきたのは、以下の理由によるところが大きいと思われる。第一に、原則として日本全国に普遍的に存在することである。文献史料・考古資料の偏在性に対して、どこに中世都市の故地が存在しようと、地籍図を用いることができるという点で汎用的である。第二に、地籍図は地図データであり、連続する「面」としての地表面を表現するという特性をもつ。文献史料や考古資料から空間の「断片」しか復原できない場合でも、地籍図を用いると、「面」としての広がりをもつ都市景観を復原できる。第三に、全国的に見て、現代から遡り得る最も古い大縮尺の測量図が地籍図であり、近代化を経験する以前の景観をそこに見出すことができる。そして第四に、地域によって地籍図の表現内容は異なるものの、中世都市の景観復原に必要な地割と地目という項目は、ほぼどの地

籍図にも表現されているので、復原の方法さえ同一であれば、同じ水準の復原が可能になり、都市景観の相互比較が容易となる点である。

その一方で、地籍図を中世都市の景観復原に用いる際の限界点も、早くから認識されていた。その最大の限界点は、地籍図は近代初期の空間形態を示すが、それが中世まで遡及できるのかどうかの証明ができないという点である。一般的に、近世以降に農村化した地域では、中世における城館や町場の痕跡が地籍図に地割として残される可能性は高いが、近世城下町などとして都市化された場合、継続して利用され続けるので、地割に中世の痕跡が残る可能性は低くなる。そして、たとえ、中世都市の痕跡が地籍図の地割に現れているとしても、その痕跡は都市の最末期の遺構であり、それ以前の景観を物語るものではない。また、地籍図によって推定される方形区画が、武家屋敷であるのか、寺院であるのかの特定が困難な場合があることから分かるように、地籍図から諸施設の位置と形態は復原できても、その機能まで復原することは難しい。

このような地籍図を用いた復原における、時間と機能の欠如という限界は、多くの研究者の認知するところであったが、さらに踏み込んで、具体的な問題点の指摘とそれをふまえた課題の提唱を行ってきたのが、藤田裕嗣である。藤田は、一乗谷における地籍図の地割形態に発掘調査で検出された町屋の痕跡が見受けられること、その一方で十三湊の発掘調査では近代の地割と中世の地割が一致する例もあることから、景観復原における地籍図の限界性と有効性を判断するには、中世から近代までの地割の変化及びその要因を検討する必要があることを指摘した⁷。また、発掘調査で検出される区画施設遺構や文献史料に記載される諸施設の形態が、いかに地割に反映されるのかの検討も必要であるとする⁸。さらに、中世市庭・市町推定地における地籍図の地割形態とその経済機能のレベルとを安易に対応させるべきではなく、商人や流通の実態を慎重に検討していく必要があることを論じた⁹。藤田の提起した地籍図における地割論の深化と、地割の形態論と機能論との接合についての検討は、歴史地理学研究者が取り組むべき重要な課題であろう。

しかし現段階では、藤田の指摘する検討課題について、明快な回答が提示されるだけの研究蓄積はまだないように思われる。筆者も、現在のところ、

それに答えるだけの十分な準備を行っていない。しかし、地籍図の地割分析の不確実性を理由に、復原研究を控えてしまうならば、それは景観復原研究が定着し、地籍図の学際的利用が活発化している中世都市研究そのものの停滞につながる恐れもある。近年、地籍図を用いて多くの成果を挙げている福島克彦は、地籍図の限界のみを指摘することは生産的ではなく、地籍図による景観復原の方法論が研鑽されていないことを問題視している¹⁰。福島は、方法論の一つとして、地表面観察を地籍図に投影した検討を挙げているが、地籍図を活用する研究者から、他にも様々な分析方法の提案がなされても良いだろう。つまり、地籍図の景観復原資料としての資料批判の厳密化と同時に、地籍図の限界点を十分に認識した上で、地籍図の具体的な分析方法の提案も必要ではないかと考える。

そこで小稿では、現在、中世都市の景観復原を行う上で、地籍図をどのように利用することが有効なのかを具体的に示すことを目的とする。まず、第二章では、中世都市研究の中でも、地籍図を多用して実績をあげてきた戦国期・織豊期城下町研究を対象として、従来の研究における地籍図の具体的な利用法を整理する。第三章では、第二章での検討をふまえて、地籍図を用いた新しい分析視角に基づき、具体的な分析方法の提案を試みる。小稿は、地籍図の史料批判の厳密化の上に立つものではないので、あくまで一試案の提示という域を出ないことを最初に断っておきたい。

二 戦国期・織豊期城下町の景観復原と地籍図

(1) 城館・武家屋敷の復原

戦国期・織豊期城下町研究では、城下町の発達段階や地域性を比較する指標として、①家臣団の城下集住と、②在地の市町・町の城下への包摂という2点が挙げられることが多い。この2点を明らかにするためには、城下町の景観復原が必要となる。考古学による発掘調査で確認されることが理想的であるが、現実には全ての城下町で広域の発掘調査を行うことは難しいため、一般的には地籍図などの資料を総合的に用いて、景観が復原される。具体的には、①家臣団の城下集住の判定には、領主の城館と城下空間における家臣の武家屋敷の位置と形態、②在地の市町・町の城下への包摂の判定には、城

下空間における市町・町の位置と形態の復原が必要である。本節では、まず前者を取りあげ、従来の研究において、城館や武家屋敷が地籍図を用いてどのように復原されてきたのかを整理したい。

朝倉氏の戦国期城下町である一乗谷は、大規模な発掘調査が行われ、1980年代以降の学際的な中世都市研究を推進する一つの画期となった記念碑的遺跡であるが、発掘調査が行われる以前に、小林健太郎は地籍図を用いて一乗谷の城戸の内における景観復原を行っている¹¹。このとき小林は、地籍図の地割と地目に、地表面に残存する遺構、近世地誌、小字名といった情報も併用して、朝倉氏館と武家屋敷の配置を地籍図上に復原した。具体的に地籍図の地割・地目のどういった点を武家屋敷と結びつけたのかについては明示されていないが、復原図から推察する限り、土墨跡と思われる地目や大型の方形区画、ブロック型地割の集合を武家屋敷に由来する遺構と判断したようと思われる。その後に朝倉氏館と、館と一乗谷川を挟んで対岸の河井殿・平井・斎藤地区で行われた発掘調査では、小林が比定した地割も含めて、大型の武家屋敷群の遺構が検出された¹²。個別の武家屋敷の形態については、小林の推定と発掘調査成果は異なるが、武家地エリアの位置比定という点では、小林の用いた地籍図とその他の資料による総合的分析が一定の有効性を持つと評価できよう。

1980年代以降の学際的研究の進展を受けて、戦国期・織豊期城下町研究も、文献史学・考古学・城郭史学といった複数の学問領域による共同研究が行われるようになった。このとき、研究を大きく前進させたのが、小島道裕¹³・千田嘉博¹⁴・前川要¹⁵による研究である。彼らの研究方法の大きな特徴は、既存の学問分野の垣根を越え、一次史料、考古学的データ、近世地誌、近世絵図、地名、伝承、地籍図といった多様な資料を総合的に分析することで、城館、武家屋敷、市・市町、街道、惣構などの城下町構成要素の位置と形態を比定し、城下町の景観復原を行った点にある。三氏の執筆による『城館調査ハンドブック』¹⁶では、地籍図の分析方法が分かりやすく紹介されている。その方法は、地籍図、近世地誌、地名といった比較的汎用的な二次資料を活用しているため、一次史料に乏しく、発掘調査が行われていない城下町にも適用することができ、一定の景観復原を可能にする。そのため、その後の研究に大き

な影響を及ぼし、近年では各地の戦国期・織豊期城下町遺跡において、景観復原の基本的方法として定着しているように思われる。

ここで、三氏の研究における、地籍図を用いた城館と武家屋敷、寺院の位置比定の基本的方法を確認しておこう。地籍図において、細長い形状の水田が方形にめぐっていれば、堀の痕跡である可能性が高く、畠・藪地が同様の形状であれば、土壘の痕跡であると推定される。地籍図から堀や土壘を備えた方形区画を読むことができれば、それは城館ないし寺院の可能性がある。また、間口と奥行にあまり差が見られないブロック型地割は、武家屋敷の存在を示唆する。さらに千田は、間口が狭く奥行の長い短冊形地割の連続を、町屋の他、足軽屋敷など最下級の武家屋敷を示すものと想定している¹⁷。

しかし、地籍図をもとにした復原には、前章で述べたように、時間と機能を特定できないという問題が常に発生する。この場合だと、復原された城館や寺院、武家屋敷の存続時期や、屋敷の居住者・所有者の属性については、それを示唆する地名が残っていない限り、地籍図のみから推定することは難しい。そこで、地籍図による復原の限界を補完し、各施設の存続時期や機能を推定する資料となるのが、文献資料や近世絵図、伝承であるとする。そして、推定をより確実にするのが、発掘調査である。

考古学においては、発掘調査で検出された遺構や遺物を、周辺の空間の中で位置づけるために用いる資料が地籍図である。そもそも地籍図は大縮尺の地図であるので、そこから復原される各施設の位置や形態は、2500分の1や3000分の1といった大縮尺の現在の都市計画図において示すことが可能である。さらに現在の都市計画図は、発掘調査における遺構図とも対応させることができる。つまり、現在の都市計画図を媒介として、地籍図の地割と発掘調査の遺構図を対照させることができると可能である。このような発掘調査と地籍図の復原との対照は、城館や武家屋敷、寺院に限らず、次節で述べる町屋の年代・機能の比定にも役立っている。

地籍図と発掘調査の遺構図との合成という方法を採用して画期的な成果を挙げた研究が、1988年に開催された、第5回東海埋蔵文化財研究会の『清須』のシンポジウムであった。このシンポジウムにおいて梅本博志は、前期清須城下町段階の発掘遺構図を地籍図に合成することで、遺構の機能を評価する

とともに、周辺に分布した寺社や市場、港湾を含めて前期清須城下町の復原模式図を作成した¹⁸。佐藤公保も同様に地籍図と発掘遺構図を合成することで、遺構の性格を推定している¹⁹。

地籍図を用いた復原における時間の欠如を補完するのは、発掘調査による編年だけではない。城郭史学においても、近年は城郭遺構の時期編年が可能になっている。そこで、考古学における遺構図と地籍図の合成と同様に、縄張図・遺構測量図と地籍図との合成を行うことで、城郭遺構と整合的に解釈できる城下の地割が、その城郭遺構と同じ時期に機能していたと推定できることになり、それによって地籍図の復原に時間軸が与えられるようになった。このようにして時間の問題を克服した地籍図を用いて、城郭と城下町を一体の空間として捉える視点から、景観復原が行われてきた。例えば千田嘉博は、中世尾張の城郭周辺の地籍図と城郭の虎口編年を組み合わせることにより、地籍図から復原される町場や武家屋敷を天正12（1584）年以降のものと推定し、織豊期尾張における城下町の景観を復原している²⁰。福島克彦は、地籍図から城下町の街道の付替・道路の新設といった現象を見出し、山上の城郭遺構の年代と文献史料を組み合わせて解釈して、城郭と一体化した城下町の改修時期を考察した²¹。

このように現在では、地籍図を他資料や他分野の編年成果と組み合わせることで、地籍図から復原される城館や武家屋敷、寺院の時期と機能を推定することが可能となっている。

(2) 市町・町の復原

前節の冒頭に述べたように、戦国期・織豊期城下町の発達段階や地域性を評価するもう一つの指標が、在地の市町・町の城下への包摶という現象である。この現象を各城下町において地理的に実証するためには、市町・町が城下空間に占める位置と形態を復原する必要がある。

一般的には、地籍図に見える道路に沿った短冊形地割の連續は、常設店舗である町屋から構成される町の存在を示唆するとされている。それでは、短冊形地割が城下空間における町場の存在に直結するのかというと、事はそれほど単純ではない。

まず、土壘や堀といった地表面を改変して構築された土地区画施設を伴う城館や武家屋敷、寺院に比べて、そのような施設を伴うことが少ない市町・町は、地籍図の地割に明確な痕跡が残りにくい。また、中世の町には、近世にも引き続いて城下町や在郷町として経済機能を維持し、町並を発展させるケースもまま見られ、この場合は、短冊形地割は直接的には近世の町場景観を反映する。一乗谷の事例のように、地籍図に短冊形地割が残っていない場所から、発掘調査で町屋の遺構が検出されることもある。つまり、地籍図に残っている短冊形地割が全て中世の町を示すとは限らず、逆に短冊形地割でない地割に中世の町が存在した可能性もある。これは、中世の市町・町が、城館や武家屋敷、寺院のような長期間使用可能な単体の施設ではなく、流動的な屋敷群であることによるだろう。藤田裕嗣は、広場に市舎のみ立つ景観や、常設店舗と市とが併存する景観など、段階によって異なる、多様な市町・町の景観を想定しうると指摘した²²。そして、「市庭在家」、「市屋敷」、「町屋敷」といった史料用語が、具体的にはどのような景観であるのかについては、慎重な検討が必要であるとする。このような指摘をふまえれば、地籍図の短冊形地割を中世の市町・町に直結させることはできない。市町・町の復原においては、城館や武家屋敷、寺院の復原以上に、地籍図の限界性に留意する必要が生じると言えよう。

このような市町・町の復原における地籍図の限界性に留意しながら、これまでの研究で、中世市町・町の景観復原に地籍図がどのように用いられてきたのかを整理したい。戦国期における市町の具体的な形態復原を行った先駆的な研究は、小林健太郎によるものである。小林は、尾張や萩藩領において、近世地誌や地名と史料を突き合わせることで中世の市・町を見出し、地籍図からそれらの景観を復原した²³。そこでは、地籍図における不規則なブロック型地割は、初期村落市場を示すとされ、短冊形地割は16世紀半ば以降の発達した町並を示すとされる。

さらに小林は、『長宗我部地検帳』（以下、『地検帳』と略す）と地籍図を用いて、土佐国の城下市町の景観を復原した²⁴。『地検帳』には、天正期土佐における城下市町を構成する屋敷一筆一筆の位置、面積、屋敷の給付者ないし居住者といった情報が記載されている。ただし、そこには間口・奥行の記

載がなく、そのままでは屋敷や屋敷群の平面形態を特定することができない。小林よりも早くに、同じ『地検帳』を用いて研究を行った松本豊寿²⁵は、『地検帳』の間口・奥行き記載の欠如から、市町の規模や屋敷の形態の復原には踏み込まず、屋敷の配列を示す模式図を作成するにとどまった。これに対し、小林は『地検帳』に地籍図を併用することで、市町の空間形態の復原を可能にした。

小林の行った復原は、いささか複雑な手順を踏んで行われる。まず『地検帳』から、市町を通る街路と屋敷の配列・面積が抽出され、棒グラフとして図示される。次に、『地検帳』の屋敷記載に付記されたホノキ名と現在の小字名・地形条件とを対応させて、現在の地図中に、天正期の市町の位置と街路を見出す。そして、ここからの作業に地籍図を用いる。地籍図にみえる街路に面して展開する短冊形地割の分布面積と『地検帳』の屋敷総面積とを比較し、両者が合致ないし近似していれば、そこに市町総体の範囲を決定する。両者がかけ離れた数値であれば、地籍図の短冊形地割周辺の地割を加えて、市町の範囲を推定する。そして、『地検帳』における屋敷地群の総面積を、地籍図上の短冊形地割群の間口の長さで割って、屋敷の平均奥行を算出し、地籍図における実際の短冊形地割群の奥行と比較する。この作業によって、『地検帳』の平均奥行と地籍図の短冊形地割の奥行が一致することが確認されれば、街区の範囲と屋敷の間口も自ずと決定される。最終的に、復原された市町の形態を地図化し、それを「プラン」と呼んでいる。

小林は、地籍図を用いながらも、地籍図の地割のみから、市町の形態を復原しようとしない。小林の方法における地籍図とは、一次史料である『地検帳』に記載された屋敷の形態や規模を現実の地表面に比定する媒介としての役割を担った資料であった。とはいっても、地籍図の情報のうち、ある部分については、天正期まで遡及できることを前提としている。それは、地籍図における奥行きの揃った短冊形地割の存在とその分布範囲である。背割線をもつ短冊形地割の存在は、そこに天正期の市町が存在したことを示す指標として用いられた。そしてその短冊形地割群の分布範囲は、基本的に『地検帳』の屋敷群の分布範囲と一致すると仮定された。その結果、そこには必然的に、間口は不規則ながら、奥行きの揃った短冊形の屋敷地群が復原されることにな

る。このような奥行の揃った短冊形の屋敷地群は、背割線の施工を含む計画的な町割が実施されたことを意味する。小林が「プラン」と称しているように、このような復原の結果、計画性の高い市町の町割形態が提示された。そしてこの復原が、戦国城下町における武家地が散在的な景観であったのとは対照的に、市町は領主の意図を反映して逐次整備され、小規模ながらも一定の計画性を有していたという結論を導くのである。ここから、背割線の設定された短冊形地割の連続＝権力による計画性をもった新規町立、ないし町割の再編という推定を見出すことができる。

しかし、『地検帳』に記載された集落の全てが、小林の想定したような計画性をもった集落とは限らない。小林のいう「在町ランク」の集落は、城下市町と比して、計画性に乏しく、奥行の揃わない短冊形地割であったと想定される。この点に注目した片岡健と高橋誠一は、『地検帳』に記載される一筆・複数筆の面積と、地籍図における一筆・複数筆の面積を比較するという新しい手法を用いており、奥行の揃わない集落形態を復原する方法として注目される²⁶。

1980年代以降に大きく進展した戦国期・織豊期城下町研究においては、地籍図の没時間性を意識して地籍図のみによる景観復原に慎重な態度をとった小林の土佐の城下市町研究とは対照的に、積極的に地籍図を用いて、市町・町の景観復原を行うようになった。その基本的な方法は、地籍図から見出される短冊型地割の連続から、常設店舗の町屋から成る町を位置比定し、さらに文献史料・考古資料・近世地誌・近世絵図・伝承・地名といった他資料を用いて、その比定を検証するという方法である。復原した町の存続時期や機能を、地籍図のみから特定することは難しいが、前節で述べた城館、武家屋敷、寺院の復原と同様に、考古学・城郭史学の成果を併用することで、ある程度の推定が可能とされている。

このようにして時期と機能まで推定した短冊形地割を城下空間に位置づけ、その形態を分類することによって、戦国期城下町から近世城下町への空間の変化をモデル化したのが前川要である²⁷。前川は、長方形街区と短冊形地割のセットの発生を、織豊系城下町の特徴として位置づけた。前川の提示した地割と街区のモデルは、地籍図にみえる地割・街区形態から城下町の構

築・改修時期を推定する編年の手法として解釈され、その後の戦国期・織豊系城下町研究に大きな影響を与えた。

(3) 地籍図を用いた景観復原の到達点と課題

地籍図を用いた復原における時期と機能の欠如という根本的な限界点は、戦国期・織豊期城下町研究においては、初期から意識されていたと言える。小林健太郎は、この限界点を克服するために、地表面遺跡や近世地誌といった他資料を併用する方法や、一次史料の位置比定のための補助資料としての地籍図を活用するという方法を採用した。その後、1980年代以降の学際的な中世都市研究においては、他資料の積極的活用の他、考古学や城郭史学から遺物や遺構の編年が提示され、それらの成果と地籍図を組み合わせるという方法を探ることで、地籍図のもつ時期と機能の欠如という限界点は、全面的ではないにせよ、克服が試みられている。

このように現段階では、地籍図を用いて、城館、武家屋敷、寺院や市町・町の位置と形態、さらには時期と機能まで推定することが、ある程度可能となってきた。ここに交通路や、惣構、河川の流路といった要素の復原も加えて、都市構成要素を城下空間全体の中に占める位置と形態を地図化することが、戦国期・織豊期城下町の景観復原ということになろう。そして、都市構成要素が城下空間全体の中で相互にどのように有機的に結びついているのかを検討することで、戦国期・織豊期城下町の空間構造が考察される。また、都市構成要素それぞれの時期差を考慮に入れると、空間構造の変遷の考察を行うことができる。現在の戦国期・織豊期城下町研究においては、上記のような方法を用いて、戦国期城下町から織豊期城下町への空間構造の変遷過程を描き出している。これを、地籍図を用いた景観復原研究の到達点として高く評価したい。

このような現在の到達点をふまえると、景観復原の精緻化が次なる課題として想定されるだろう。もちろん、今後の発掘調査によって、それぞれの城下町における地籍図を用いた復原の妥当性が確認されることが最も理想的ではあるが、現実的には全ての城下町でそれを実現することは不可能なので、現在入手可能な資料によって、景観復原を精緻化するということになる。序

章で述べた地表面観察を地籍図に投影するという福島克彦の提案する方法も、有効であろう。

福島克彦は、山科寺内町の復原において、近世絵図に表現された堀・土塁・ラインを地籍図の地割と丁寧に照合させることで、2種類の土塁の折れの存在を明らかにした。そして、それぞれの折れが寺内町のどこに見られるかを問うことで、寺内町の空間構造を評価している²⁸。摂津富田においても、近世絵図、地誌、検地帳、自然地形と地籍図との詳細な対照を行い、宿、市場の変遷や、集落内の景観の差を見出している²⁹。このような近世絵図と地籍図との丁寧な対照という方法は、藤本史子による八幡境内町の復原でも採用され、境内町の景観変遷を描くための基礎作業となっている³⁰。このように、地籍図を従来以上に詳細に他資料と照合することで、都市空間構造の分析を深化できる余地が残されていることが分かる。

地籍図とそれ以外の資料の厳密な照合という方法以外には、地籍図を用いた景観分析を深化させる方法を想定することはできないだろうか。ここで注目したいのが、都市空間研究における「もの」史料の分析方法について検討と提案を行った玉井哲雄³¹の研究である。玉井は、文献史料は、文字そのものが意味をもつため、そこには何らかの論理が内在しているのに対し、非文献史料である「もの」史料は、それそのものが論理を語らないとする。そして「もの」史料から歴史の叙述・論理を導き出すためには、「もの」史料の収集・分類と比較という方法が有効であるとする。

地籍図もそれ自体に中世史の論理が内在しない非文献史料である。玉井の指摘をふまえれば、地籍図の収集・分類と比較を通じて、地籍図から中世都市景観の何らかの論理を導くことができないだろうか。このような観点から改めて従来の研究を振り返ると、地籍図の比較を通じて、地籍図そのものから歴史を読むという手法が、自覺的かどうかに関わらず、実践してきたことに気づく。例えば、様々な事例において地籍図と他資料との接合が繰り返された結果、細長い水田や畠で方形に囲まれた地割を城館や寺院に、ブロック型地割を武家屋敷に、短冊形地割を町場に比定する方法が一般化しつつある。この方法は、地籍図の地割形態の比較を通じた、一種の地割のパターン化であり、そのパターンは中世における特定の施設や機能を示すものとして

解釈される。短冊形地割と長方形街区のセットを織豊系城下町に見出した前川要の研究の延長上には、地籍図に短冊形地割と長方形街区という地割パターンを見出すことで、織豊期という特定の時期の町屋景観を推定する解釈が生まれる。

繰り返し述べてきたように、地籍図における地割は本来、それ単体では、中世に存在した施設の位置と形態しか比定できないという限界があり、時期と機能の推定には他資料や他分野の成果を必要としていた。しかし、地籍図における地割の比較を通じた地割のパターン化によって、地籍図それ自体から、諸施設の機能と存続時期まで推定することが一定程度可能になる。もちろん、地割パターンによる推定の安易な普遍化は、慎まねばならないだろう。しかし、地籍図を用いた景観分析という点からは、地割のパターン化による諸施設の時期と機能の推定という方法を、これまでの研究の蓄積に立脚する一つの到達点と見ておきたい。そうであれば、地籍図における地割形態のパターン分析の精緻化も、次なる課題として想定できるだろう。次章では、この点を足がかりとして、地籍図を用いた景観復原研究を深化させる具体的方法を検討したい。

三 地割のパターン化と都市空間の形成過程

地籍図における地割形態のパターン分析の深化は、他資料との併用や他分野の成果の援用なくして景観復原研究への利用が困難であった地籍図を、それそのものから歴史を語る資料とすることを可能にする道を拓くことにつながる。本章では、特に中世の町場空間を対象として、地割形態のパターン分析を試み、そこから新しい地籍図利用の可能性を探ってみたい。

前章でも述べたように、現在の中世都市研究においては、一般に道路に沿った短冊形地割の連続は常設店舗である町屋の存在を示すと認識されている。しかし、近世にも引き続いて発展を続けた中世の町場の場合には、地籍図の短冊形地割は直接的には近世における町割を反映していることになる。とはいえ、中近世移行期に町割そのものを抜本的に変化させるほどの大きな改変が加わった場合を除いて、中世の町割が一つ一つの地筆線の形態に至るまで正確に近代地籍図に残ることはなくとも、中世の町割が近世以降の地割形態

を規定した側面を無視することはできない。前章で述べたように、そもそも中世における町形態も固定的ではなかったことを考慮に入れると、地籍図における短冊形地割の連續という地割形態には、中近世を通じて何度も変遷を遂げた町場景観の痕跡が、幾重にも重層的に刻みこまれているとみると自然であろう。

そうであれば、短冊形地割を中世の特定の一時点に直結させて景観復原を行うのではなく、その地割形態から中近世における町場の変遷過程の概略を読み取ることも可能なのではないだろうか。このとき、先述した地割のパターン化という方法を導入したい。すなわち、短冊形地割をその形態から複数のパターンに分類し、パターンの差が地割形成の時期差を反映しているとみなすことで、中近世における町場空間の重層的な変遷過程を紐解くことができるのでないだろうか。

このような地割形態のパターン分析を試みた事例として山口を取りあげる³²。山口は、室町期・戦国期の西国有数の大名である大内氏の本拠が置かれた中世都市である。大内氏館周辺の町並遺跡の発掘調査では、15世紀末から16世紀初頭以降にかけて遺構・遺物が顕在化し、16世紀第1四半期頃に遺構・遺物が爆発的に増加することから、山口の本格的な都市形成はこの時期以降と見られている³³。大内氏は天文20(1552)年の陶氏の乱及び、その後の数度の兵火を経て滅亡し、中世末から近世にかけては、毛利氏の支配下に入る。慶長9(1604)年に毛利氏が萩に居城を移して以降も、山口町は萩藩における一地方都市として存続する。

図1は山口の地籍図である。山口には東西に石州街道が通過し、豎小路(は)と呼ばれる南北の直線道が石州街道に接続している。石州街道と豎小路周辺には短冊形地割が見られるが、これは直接的には近世の山口町の地割を反映している。しかし、これらの短冊形地割は山口町内で均一の形態をしているのではなく、短冊形地割には様々なタイプがあることが分かる。これに小字界を重ねてみると、短冊形地割の形態を4パターンに分類することができる。まずa～cの3パターンの特徴と、このパターンが示唆する歴史を検討する。

a型は、間口が狭く奥行きの長い短冊形地割が連続するパターンで、ほぼ

一つの小字の範囲に広がる。しかし、奥行きは揃わず、小字の両端に至ると、極端に奥行きが短くなり、一見すると菱形のような形状をしている。小字中央部で奥行きは最も長くなり、100mを超す奥行きとなっている場合もある。b型は、間口が狭く奥行きも短い数個の短冊形地割が、小路地名のついた道路を軸として、両側町の形態をなしてコンパクトにまとまっているパターンである。b型地割には、「小路」の語が含まれる小字名が多い。a型地割は最も往来の盛んな石州街道と豎小路の交差点付近から西に向けて石州街道に沿って連続して広がっており、その狭い間を埋めるように展開するのがb型地割である。この地割の形状から、b型地割を貫く小路は、a型地割が石州街道沿いに完全に展開する以前に敷設されたものの、b型地割の町割そのものはa型地割の形成後、ないしほぼ同時期に成立したと推定される。c型は、a型に比べて奥行が短い短冊形地割が連続するパターンで、a・b型地割の分布域よりも周縁部に多く分布している。このような分布の特徴から考えて、c型地割はa・b型地割の展開する中心的な町場地区から拡大した新しい町場に見られる地割である可能性が考えられる。以上のように、山口における短冊形地割をパターン化することにより、a型地割とほぼ同時期か、それ以降にb型地割が形成され、さらにその後にc型地割が形成されるという空間形成の時期差と順序を推定することができる。

地割形態のパターン化により、空間形成の相対的な時期差と順序は推定されるが、それぞれの空間が形成された絶対年代については、地籍図から決定することができない。そこで、地割パターンによる時期差を確認し、それぞれの地割タイプの時期を特定するために、同時代史料から地名・道路名の初見年代を抽出した（表1）。

山口において「小路」名が初見されるのは、「宇野令後田新立小路西之通」（い）の文明16（1484）年である。15世紀末には「森小路」（ろ）という小路名も確認できる。これら2本の小路の位置を地籍図で確認すると、いずれもが石州街道に交差する道路であることが分かる。つまり、「小路」とは「大路」である石州街道から派生する道路につけられた名称であることが示唆される。同時代史料には登場しないが、他の小路も同様の歴史を持っているとすれば、15世紀末以降に、メインストリートである石州街道から分岐して、小

凡例

| | |
|-------|-----|
| ----- | 小字界 |
| --- | 筆界 |
| —T— | 道路 |
| a型地割 | |
| b型地割 | |
| c型地割 | |
| d型地割 | |

| | |
|---|--------------|
| ★ | 存在した可能性が高い神社 |
| ■ | 存在した可能性が高い寺院 |
| ■ | 存在を推定できる寺院 |

神社: 1今八幡宮 2築山社 3祇園社御旅所 4荒神堂

寺院: 1龍福寺 2満福寺 3淨門寺 4端坊 5常蓮寺

6正福寺 7正善寺 8平蓮寺 9善福寺 10本國寺

11長寿寺

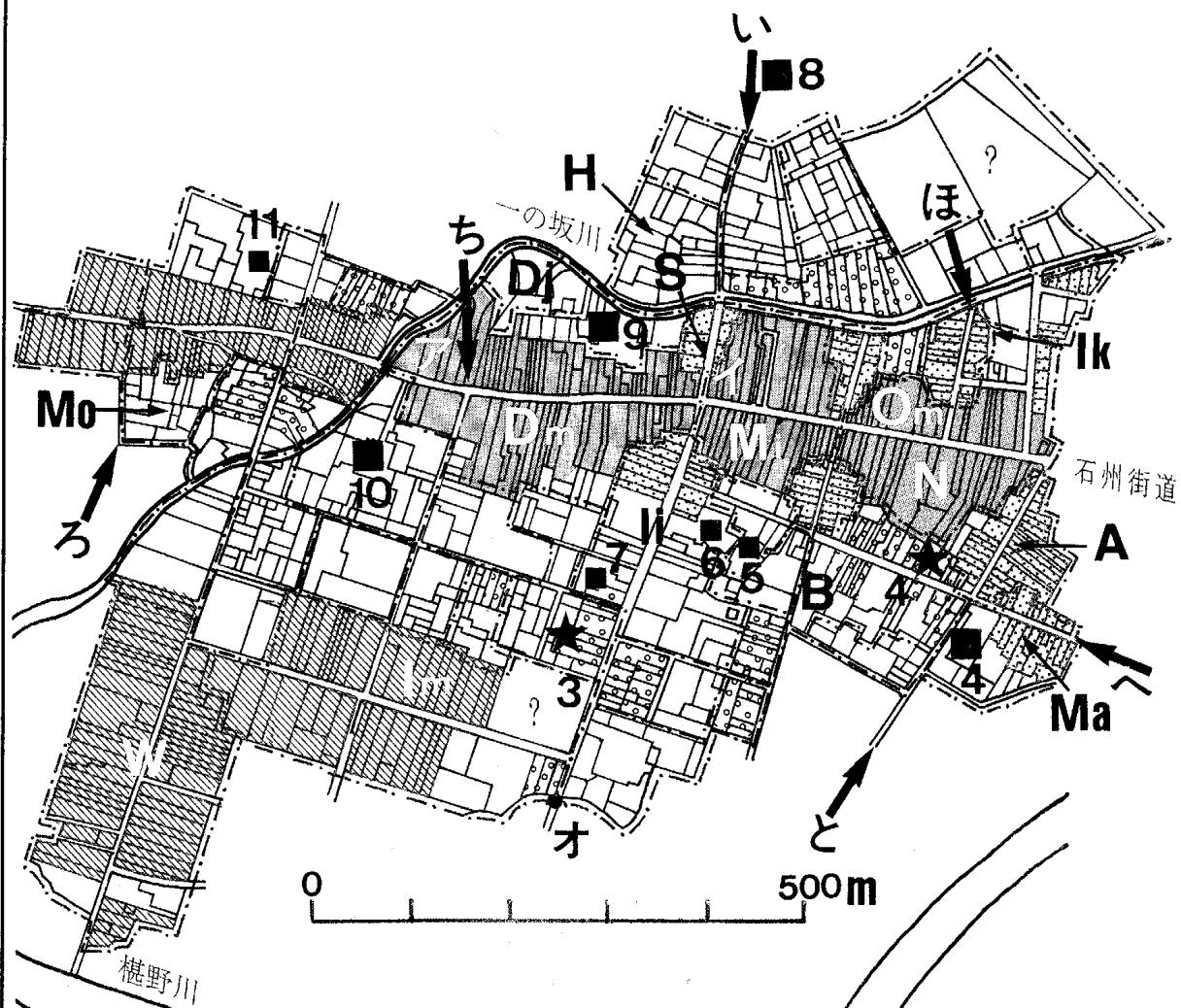


図1 地籍図にみる山口中心部の地割パターン



表1 同時代史料において存在が確認できる現山口中心部の地名・道路名

| 位置 | 名称 | 史料名：年月日／記載内容 | 字名、近世地名、本稿の比定 |
|-------|-------------|--|--------------------|
| (H周辺) | 宇野秋弘(名) | 興18：明徳2(1391)2／興隆寺が買得 | 比定：字早間田付近 |
| U | 後河原 | 注古「善福寺敷地同寺領等注文」：嘉吉3(1443)8・17／応永16(1409)2・27の善福寺の院内四至 | 字：東後河原、西後河原 |
| i | 新立小路 | 興103：文明16(1484)7・20／宇野令後田新立小路西之通の田2段を屋敷として申請 | 比定：小字新町を通る南北路 |
| M o・ろ | 森小路 | 興109：延徳2(1490)11・4／杉重清の拘分2段半30歩を安富弘員が屋敷地として申請 | 近世：森小路、字：森 |
| T t・は | 堅少路 | 掟：延徳4(1492)6／築山築地上から祇園会を見物できることより築地の面する堅少路も存在、高：永正17(1520)潤6／祇園会の巡行ルート、中：享禄5(1532)年／山口たてこうち知阿ミ | 字：上堅小路、下堅少路、地名：堅少路 |
| H | 端山田(村)・はやまた | 興114：明応5(1496)3・4／端山田の杉新左衛門尉の宅所並を杉弘依が屋地として申請 | 字：早間田 |
| O m | 大町 | 高：永正17(1520)潤6／祇園会の巡行ルート | 比定：字大市・中市・米屋町の辺り |
| I m | 今道 | 高：永正17(1520)潤6／祇園会の巡行ルート | 字：今道 |
| K・に | 窪小路町 | 高：永正17(1520)潤6／窪小路町の常喜院寺内に木屋を構える | 字：久保小路 |
| I k・ほ | 今少路 | 高：永正17(1520)潤6／今少路殿御庭の喜船大明神 | 字：今小路 |
| D j | 道場 | 中：享禄5(1532)潤6／山口たうちやうの七郎左衛門 | 小字：道場 |
| T u | 立売・立賣棚 | 毛：天文7(1538)6・7／立売のすみの二階で祇園祭を見物 | 字：太刀壳 |
| W | わにし | 毛：天文7(1538)6・28／わにしに火事あり | 字：鰐石 |
| B・へ | 馬場殿小路 | 注古「圓通寺末山付立」：天文19(1551)4・5／山口市中馬場殿小路荒神堂 | 字：馬場殿小路 |
| (A・と) | 魚物小路 | 閼63：弘治3(1557)4・8／山口御城番として信常太郎兵衛尉に魚物小路を預遣わす | 注：相物小路と比定 |
| N | 中市 | 注古：(永禄7(1564)?)3・16／栗林壽印の拘える屋敷が中市東西にあり | 字：中市 |
| I i | 今市 | 注古：(永禄7(1564)?)3・16／栗林壽印の拘える屋敷が今市國町にあり | 字：今市 |
| D s | 道祖本町 | 閼150：元禄8(1565)2・19／篠原種秀の拘える屋敷あり | 字：道祖町 |
| E | 圓政寺町 | 閼150：元禄8(1565)2・19／篠原種秀の拘える屋敷あり | 字：円政寺 |
| M a | 松木 | 閼36：永禄13(1570)3・2／山口馬場殿小路之内の武信居屋舗二所合わせて松木と号する | 字：松ノ木 |
| D n | 堂前・堂前辻 | 祇：天正11(1583)6／祇園会の準備を分担する町人が堂前に居住 | 字：堂ノ前 |
| M i | 晦日市 | 閼164：天正12(1584)9・18／山口晦日市之内の屋敷一所の地料等免除 | 注：米屋町と比定 |
| D m | 道場門前 | 閼164：天正12(1584)9・18／道場門前屋敷一所の地料等免除 | 字：道場門前 |
| A・と | 合物小路 | 注古：(天正19(1591)?)4・19／合物小路の町屋敷の地料を栗林壽印に宛遣す | 字：相物小路 |
| ち | 奥小路 | 注古：「御代々御奉行方御奉書写」：文禄4(1595)1・19／龍福寺寺領分の奥小路の畠を町屋敷に打入れる | 近世：奥小路 |
| S | 新町 | 注古：「新町替之畠」：文禄5(1596)1・20／はやまたの土地を新町と替えて善福寺に渡す | 字：新町 |
| O i | 大市 | 閼164・注古：慶長11(1606)6・26／横屋・小泉屋・川瀬善五郎らに大市の屋敷知行を認める | 字大市 |

路が形成されつつあったことが推定される。

永正17（1520）年の祇園会の巡行は、豎小路を南行し、ウ地点で石州街道を西行し大町（O m）を通って、イ地点で南に折れ、今道（I m）の御旅所（★3）へ向かうルートを通る。このとき、大町は鉢を三台出している。「大町」という地名からも、中世山口における中心的町場であることが推定される。大町の位置を地籍図上で確認すると、奥行きの極めて長い短冊形地割のa型地割の分布域となる。さらに、同じ永正17年の史料には、「窪小路町」（K）という小路町地名が初出する。久保小路は、石州街道と同じくメインストリートと考えられる豎小路から派生する道路であり、この小路沿いに既に町が形成されていたことが推測される。久保小路は、地籍図の地割分類ではb型地割となる。ここから、16世紀第1四半期頃には、石州街道沿いa型地割地区に大町という中心的町場が形成されており、この町の発展・拡大に伴って、既に開設されていた小路に沿って町並が形成され、b型地割である小路町が成立したと推定される。

16世紀第2四半期の天文年間には、立売（T u）、鰐石（W）、馬場殿小路（B）、道場門前（D m）といった地名が確認されるようになるが、いずれも石州街道沿いa・b型地割の周縁部にあたる。とりわけ、馬場殿小路と立売にはc型地割が展開していることを考えると、大町の発展が小路町を越えて、さらに裏手まで広がった地区もあったことが推測される。

このように、地割形態のパターンと同時代史料にみる地名・道路名を併せて解釈することで、中世山口における町場空間の変遷過程を以下のように推測することができる。15世紀末以降に小路が開設された後、16世紀第1四半期頃、石州街道沿いの大町が常設店舗化して発展し、石州街道から派生した路地である小路に沿って小路町も形成された。16世紀第2四半期には、さらにその周縁部まで町並が拡大した。このように、地籍図における地割分析のパターン化によって空間形成の時期差を把握し、次に地割パターンに同時代史料を組み合わせることで、空間形成の年代を特定するという方法が、景観分析の一つの方法として可能であると考える。

地割パターンが示すのは、空間形成の時期差だけではないだろう。例えば、前章で述べた小林健太郎による市町の景観復原を想起すると、背割線の通つ

た短冊形地割の連続は、新規町立てによって形成されたか、もしくはある時期に権力によって改変・統制が加えられたという歴史を示唆する。そこで、改めて山口の地籍図を見ると、背割線が通り、奥行きの揃った短冊形地割のd型地割を確認することができる。ここで、d型地割が権力との関わりの深い空間であるとする推定を導入すれば、d型地割が石州街道沿いの中心的町場周辺には見えず、そこから離れた城下町空間の境界部（鰐石）や大内氏館に近接する堅小路沿いにしか見られないことから、大内氏の空間改変を伴う支配が中心的な町場には及び得なかつたのではないかとの推定が導かれる。

それでは、このような地割のパターン分析は、山口以外の中世都市にも適用できるのだろうか。山口は、中近世の長期間にわたって町場として機能し続けたという歴史から、地割の歴史的重層性と、複数の交差・平行する道路から成る町場空間の面的広がりが前提として想定された。山口とは逆に、町の発展が抑制された。一本街村状の町場空間においては、地割から相対的な時期差を読むことは困難である場合も多いと思われる。中世においては、一本街村状の町場が一般的な町場の集落形態であり、山口のような事例は、特定の「大都市」と見た方が良いかも知れない。とすれば、本章で提案した方法は、交差・平行する道路を持ち面的広がりのある町場分析には通用するが、それ以外の都市空間の分析には別の方法を見出す必要がある。

一方で、特定の時期や歴史を意味する地割パターンを新しく発見すると同時に、これまでの研究において見出されてきた地割パターンを今一度認識しておくことも、中世都市の景観分析に役立つだろう。条里地割と呼ばれる面積一町の方格地割は、8世紀初頭以降に形成され、10世紀前後ないしそれ以後に広く展開した³⁴。条里地割は、地域によってはそれ以後にも再編されているので、現在見ることのできる地割の重層性と地域性を考察する必要があるが、地域における耕地開発の時期と歴史を推定する資料となり得る。また、濃尾平野や畿内平野部に広くみられた島畠の特徴的な地割パターンは、中世集村化現象と連動して形成されたものである³⁵ことから、島畠の地割パターンを、その地域における集村化の時期やそれに伴う耕地開発と結びつけて解釈することも可能である。さらに、全国にみられる規則的かつ長大な短冊形地割は近世新田の地割形態であること多く、地形条件を考慮に入れること

で、この地割が広く展開する空間が、近世以降の新しい開発であることを示すことができる。

地割形態が地筆レベルに至るまで正確に遡及できることが証明されなくても、地割形態のパターン化を精緻化することで、空間形成の時期差や、その空間と権力主体との関係、成立時期を推定することができると考える。しかし、それは推定に過ぎないことも片方では認識しておくべきであり、他資料との照合により、その推定を確認・修正することで、より景観復原の実証性を高める必要がある。地籍図における地割形態のパターン化の深化という方法は、地籍図という「もの史料」から歴史の論理・叙述を発見するという点で、地籍図を用いた景観復原に新しい方向を拓くことができるのではないだろうか。

四 今後の課題

小稿の内容をまとめておこう。1980年代以降の中世都市研究の学際化の中で、地籍図は都市景観復原のための基礎資料として、多くの学問分野によつて盛んに利用されるようになった。現在でも、このような地籍図の活発な学際的利用は続いており、今後も今以上に共同利用が進むものと予想される。こういった状況の中、地籍図を景観復原に利用する上での限界点も強く意識されるようになってきた。限界点の克服をめざした史料批判の研究が早急に必要であるが、同時に、限界点を認識した上で、現段階における景観分析の方法論の整理と新しい方法の提案がなされても良いだろう。そこで小稿では、これまでの研究における景観復原の方法を整理し、今後の課題を示すとともに、新しい分析方法の提示を行うこととした。

第二章では、地籍図を多用して成果を上げてきた戦国期・織豊期城下町研究を取りあげ、これまで地籍図がどのように復原に利用されてきたのかを整理した。地籍図による復原の抱える時間と機能の欠如という限界点は早くから意識されてきたが、学際研究においては、他資料の併用や、考古学・城郭史学における遺物・遺構の時期編年という他分野の成果を接合することによって、この限界点が補完されてきた。そして、時期と機能を推定した都市構成要素を、城郭・城下町全体の空間の中に位置づけ、その有機的連関を明

らかにし、空間構造を考察するという方法が現在の研究の到達点である。とはいっても、地籍図と他資料との照合の厳密化によって、景観復原研究を精緻化できる余地も残されている。一方、これまでの研究のもう一つの到達点として、地割形態のパターン化が進んだ点も挙げられる。この視角をさらに深化させるための方法を第三章で提示した。

第三章では、地籍図を用いた地割形態のパターン化を深化させ、そこから空間形成の時期差を読むという方法を提示した。そして、中世後期山口を対象として、具体的な事例研究を紹介した。地割形態のパターンからは、空間形成の時期差・段階差のみならず、空間編成と権力との関係や形成時期、背景といった固有の歴史を読み解くことができる可能性を持っている。こういった観点からの分析は、中世史の論理を内在しない地籍図という「もの史料」そのものから、中世都市の景観変遷を読み解く発想を与えてくれる。このような分析の延長上には、地籍図を用いた景観復原の新しい方向性が広がる可能性がある。

小稿による分析は、地籍図のもつ多様な可能性の一つに光をあてたに過ぎない。第一章で述べたような地籍図の史料批判の厳密化を行いつつ、地籍図という資料の特性を生かした分析方法を模索する努力を重ねる必要があると考える。

[付記] 小稿作成に際しては、一部に、平成17年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)「中・近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ」(研究代表者:藤田裕嗣)を使用した。

-
- 1 佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院、1986。同『公図 読図の基礎』古今書院、1996。
 - 2 本稿では、地筆界によって囲まれた土地区画を地割と呼ぶ。「土地割」とも呼ばれる。
 - 3 ①前川要『都市考古学の研究』柏書房、1991。②千田嘉博・小島道裕・前川要『城館調査ハンドブック』新人物往来社、1993。
 - 4 ①前川要編『中世総合資料学の提唱』新人物往来社、2003。②同編『中世総合資料学の可能性』新人物往来社、2004。
 - 5 仁木宏「中世都市の学際的研究の方法について」(中世都市研究会編『都市と職能民』新人物往来社、2001)。
 - 6 守護所シンポジウム@岐阜研究会世話人編『守護所・戦国城下町を考える 第1分冊 シンポジウム資料集』2004。

- 7 藤田裕嗣「市庭と都市のあいだ」(中世都市研究会編『都市空間』新人物往来社、1994)。同「日本中世における市庭と広場」国立歴史民俗博物館研究報告67、1996。同「中世の交通路と市場」(有薗正一郎・遠藤匡俊・小野寺淳・吉田悦造・溝口常俊・吉田敏弘編『歴史地理調査ハンドブック』古今書院、2001)。
- 8 前掲注7。藤田裕嗣「考古学との接点としての地割—前川要報告によせて—」歴史地理学41-1、1999。同「日本中世都市史」建築史学37、2001。
- 9 前掲注7。藤田裕嗣「安芸国沼田荘の市場と瀬戸内流通網」歴史地理学136、1987。
- 10 福島克彦「戦国織豊期摂津富田集落と『寺内』」寺内町研究5、2000。
- 11 小林健太郎「中世城館の歴史地理学的研究」人文地理15-4、1963。
- 12 水藤真・小野正敏編『よみがえる中世6 実像の戦国城下町 越前一乗谷』平凡社、1990など。
- 13 小島道裕「六角氏の城下町石寺について」観音寺城と佐々木六角氏4、1981。同「戦国期城下町の構造」日本史研究257、1984。同「戦国・織豊期の城下町」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ町』東京大学出版会、1990)。同「戦国期城下町から織豊期城下町へ」(都市史研究会編『年報都市史研究1 城下町の原景』山川出版社、1993)。同『城と城下』新人物往来社、1997。
- 14 ①千田嘉博「戦国期城郭・城下町の構造と地域性」ヒストリア129、1990。②同「尾張国における織豊期城下町網の構造」(村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社、1990)。③同「清須城とその城下町」(東海埋蔵文化財研究所編『清須』1989)。④同「小牧城下町の復元的研究」ヒストリア123、1989。
- 15 前掲注3①。
- 16 前掲注3②。
- 17 前掲注14③。
- 18 梅本博志「信長期における清須城下町の様相」(東海埋蔵文化財研究所編『清須』1989)。
- 19 佐藤公保「考古資料からみた16世紀後半の清須城下町」(東海埋蔵文化財研究所編『清須』1989)。
- 20 前掲注14②・③・④。
- 21 福島克彦「織豊期における城郭・城下町の地域的展開」ヒストリア142、1994。
- 22 前掲注7。
- 23 小林健太郎「大名領国成立期における中心集落の形成」史林48-1、1965。同「近世初頭萩藩領における地方的中心集落の構造」人文14、1968。同「近世初頭萩藩領における市町の分布と類型区分」(西村睦男編『藩領の歴史地理』大明堂、1968)。
- 24 小林健太郎『戦国城下町の研究』大明堂、1985。
- 25 松本豊寿『城下町の歴史地理学的研究(増補版)』吉川弘文館、1967。
- 26 片岡健・高橋誠一「土佐国香長平野臨海部における天正期の集落形態」史泉90、1999。
- 27 前川要「近世城下町発生に関する考古学的研究」ヒストリア121、1988。
- 28 福島克彦「城郭研究からみた山科寺内町」(山科本願寺・寺内町研究会編『戦国の寺・城・まち』法藏館、1998)。
- 29 前掲注10。
- 30 藤本史子「中世八幡境内町の空間復原と都市構造」(都市史研究会編『年報都市史研究7 首都性』山川出版社、1999)。
- 31 玉井哲雄「都市史における都市空間研究」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門I 空間』東京大学出版会、1989)。

- 32 山村亜希「守護城下山口の形態と構造」史林82－3、1999。
- 33 古賀信幸「動かない戦国期の守護所 周防国 山口」(前掲注6)。増野晋次「山口における戦国期のみちとまち」(藤原良章編『中世のみちと橋』高志書院、2005)。
- 34 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985。
- 35 金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館、1993。